

中 学 校

	三 四 年 度	三 五 年 度	三 六 年 度	三 七 年 度	三 八 年 度	三 九 年 度	四 〇 年 度	四 一 年 度	四 二 年 度						
1															
2		1					1	1	1						
3							2	2	2						
4	2			2				3	3						
5							3								
6					3										
7		3						4	4						
8															
9						4			5	5					
10															
11			4												
12									6	6					
13						5									
14				5					6	7					
15										7					
16	5					6									
17				6					7						
18										8					
19	6					7									
20									8						
21				7						9					
22	7					8									
23															
24				8					9	10					
25	8														
26											11	11			
27				9											
28	9														
29											12	12			
30															
31						11									
32											13	13			
33															
34				10											
35						12					14	14			
36															
37															
38															
39						13					15	15			
40															
41						14	16								

この配当基準のほかに、分校3校以上を有する学校、4学年複式で15人以上の学校、常設の寄宿舎を有する学校、産炭地の勿来市、好間村、内郷市にそれぞれ補正教員1人を配当することにした。なお、特殊学級補正として、小学校においては、特殊学級3学級以上を有する学校に、中学校においては、特殊学級2学級以上を有する学校に、学級数のほかに1人を増員することにした。

養護教員については、小学校の場合、児童数1,100人に1人の割、中学校は生徒数1,300人に1人の割で、学校規模、学校数等を勘案して市町村教育委員会ごとに配当した。

事務職員については、小学校の場合、児童数510人以上の学校(本校)に1人、中学校の場合、生徒数310人以上の学校(本校)に1人を配当することとした。

(4) 異 動 数

昭和41年度末小中学校教職員異動総件数は、3,651件で、前年度より137件の減であった。退職者数は、校長で63人(前年度より15人の減)、教員で287人(前年度より93人減)

となっており、児童・生徒数15,450人の自然減に伴う53人の定員減があり、新採用教員数は前年に比し、57人減の336人であった。

昭和41年度末公立小・中学校教職員退職採用転任件数調

異動種別 学校 職種別	1. 退 職					2 採 用				
	校長	教員	校長 教員計	事務 職員	計	校長	教員	校長 教員計	事務 職員	計
小 学 校	42	169	211	6	217	54	186	240	2	242
中 学 校	21	118	139	7	146	29	149	178	3	181
養 護 学 校	0	0	0	1	1	0	1	1	1	2
小 計	63	287	350	14	364	83	336	419	6	425

  

異動種別 学校 職種別	3. 転 任					総 計
	校長	教員	校長 教員計	事務 職員	計	
小 学 校	83	1,603	1,686	24	1,710	2,169
中 学 校	56	1,060	1,116	30	1,146	1,473
養 護 学 校	0	6	6	0	6	9
小 計	139	2,669	2,808	54	2,862	3,651

2. 県立学校の人事、任用

(1) 人事異動の基本方針

「昭和41年度末県立学校教職員人事に関する方針」は昭和42年1月12日の教育委員会によって、つぎのとおり決定された。

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化が行なわれなければならない。

本委員会は下記方針に基づき、年度末教職員人事異動を行なうが、これが実施に当たっては広く県民各位の理解と教育関係者の積極的な協力を切望してやまない。

記

I 基本方針

1. 全県の視野にたつて適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
2. 教育の機会均等の理念に立却して、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
3. 厳正公平な人事を行ない教職員の士気の高揚をはかる。

II 重点

1. 有能適格な教職員の確保につとめる。
2. 教職員の組織の充実と均衡をはかるため教育課程に即応した教職員の適正な配置ならびに同一校永年勤続者の交流を行なう。
3. 新進有為な人材登用をはかる。

III 実施方針

1. 採 用

- (1) 教員については資格、人物、健康、成績等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。
- (2) 事務職員およびその他の職員については教員に準じて行なう。

2. 交 流

- (1) 免許状、性別、年齢構成別、給与平均額等の均衡をはかるため、つとめて広域にわたつて交流を行なう。